

平成 22 年 5 月 27 日

中野市保育所運営審議会
会長 三井 寛 様

中野市長 小田切 治世

平成 22 年度中野市保育料等について（諮問）

中野市保育料等について下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

1 保育事業

(1) 中野市保育料を以下のとおり改正するものとする。（別表 1）

（単位：円）

改正前				改正後			
階層	3 歳 未満児	3 歳児	4 歳 以上児	階層	3 歳 未満児	3 歳児	4 歳 以上児
第 2-2	8,800	5,800	5,800	第 2-2	7,300	5,000	5,000
第 3	13,300	9,800	9,800	第 3-1	8,800	5,800	5,800
				第 3-2	13,300	9,800	9,800
第 7	50,200	30,200	26,700	第 7	53,100	31,400	26,900
				第 8	56,400	33,700	27,600

※ その他の階層は据え置きとする。

(2) 入所利用料（私的契約児）の額を第 8 階層の額とするものとする。（別表 2）

(3) 実施時期 平成 22 年 10 月 1 日

2 特別保育事業

(1) 長時間保育利用料の額を据え置くものとする。（別表 3）

(2) 一時的保育利用料の額を据え置くものとする。（別表 4）

(3) 一時的保育の実施保育所のうち、松川保育園をみなみ保育園に変更する。
（別表 5）

(4) 実施時期 平成 22 年 10 月 1 日